

◎佐賀県条例第12号

佐賀県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

佐賀県福祉のまちづくり条例（平成10年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(適合証の交付)</p> <p><b>第23条</b> 整備基準に適合している公共的施設を所有し、又は管理する者は、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、佐賀市の区域におけるものにあつては、佐賀市長を経由して行わなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の請求があつた場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(新築等の届出)</p> <p><b>第24条</b> 特定施設の新築若しくは新設又は公共的部分の増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事（佐賀市の区域において新築等</p>	<p>(適合証の交付)</p> <p><b>第23条</b> 整備基準に適合している公共的施設を所有し、又は管理する者は、規則で定めるところにより、知事（<u>佐賀市の区域において、道路及び公園その他これに類するもの（次項において「道路等」という。）以外の公共的施設を所有し、又は管理する者にあつては、佐賀市長。以下この条において同じ。</u>）に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求（<u>道路等に係るものに限る。</u>）は、佐賀市の区域におけるものにあつては、佐賀市長を経由して行われなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の請求があつた場合において、<u>当該請求に係る公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>(新築等の届出)</p> <p><b>第24条</b> 特定施設の新築若しくは新設又は公共的部分の増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事（佐賀市の区域において新築等</p>

改正前	改正後
<p>をしようとする者にあつては、佐賀市長。以下この条及び第26条において同じ。)に届け出なければならない。</p> <p>2 略 (指導及び助言)</p> <p><b>第25条 略</b></p> <p>2 前項に規定する指導及び助言は、佐賀市の区域において新築等(建築物以外の公共交通機関の施設に係るものを除く。)の届出をした者に対しては、佐賀市長が行うものとする。</p>	<p>をしようとする者にあつては、佐賀市長。以下この条から第26条までにおいて同じ。)に届け出なければならない。</p> <p>2 略 (指導及び助言)</p> <p><b>第25条 略</b></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県福祉のまちづくり条例(以下「改正後の条例」という。)第23条及び第25条の規定により佐賀市長が管理し、及び執行することとなる事務のうち、この条例の施行の日前に知事がした行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は同日前に知事に対してなされた請求その他の行為は、同日以後における改正後の条例の規定の適用については、佐賀市長がした行為又は佐賀市長に対してなされた請求その他の行為とみなす。